



報道関係者 各位

平成27年11月30日

【照会先】

千葉労働局雇用均等室

室長 加藤 孝子

室長補佐 辺田 幸子

(電話) 043-221-2307

(FAX) 043-221-2308

「女性活躍推進法等に関する説明会」を開催します

～ 平成28年4月1日 女性活躍推進法施行～

千葉労働局（局長 小澤 真一）では、本年8月28日に成立した女性活躍推進法に基づく行動計画を事業主が平成28年4月1日までに策定し届出できるよう、同法及び省令・指針の内容を踏まえた企業の実務担当者向けの説明会を開催します。

【開催日時・場所】

○平成27年12月2日（水） 10:00～11:30 [追加開催分]

＜千葉会場＞ 千葉県教育会館 501会議室（定員200名）

（千葉市中央区中央4-13-10 TEL:043-227-6141）

○平成27年12月2日（水） 13:30～15:30

＜千葉会場＞ 千葉県教育会館 501会議室（定員200名）

（千葉市中央区中央4-13-10 TEL:043-227-6141）

○平成27年12月4日（金） 13:30～15:30

＜柏会場＞ さわやかちば県民プラザ 中研修室（定員96名）

（柏市柏の葉4-3-1 TEL:04-7140-8600）

○平成27年12月9日（水） 13:30～15:30

＜成田会場＞ 成田国際文化会館 第1・2会議室（定員48名）

（成田市土屋303 TEL:0476-23-1331）

【内容】

説 明 女性活躍推進法、マタハラ、女性活躍加速化助成金の説明 等

個別相談会

※ 説明会当日の取材は可能です。希望される場合は、事前に千葉労働局雇用均等室あてご連絡ください。

（添付資料）

- 1 女性活躍推進法説明会等に関する説明会のご案内
- 2 女性活躍推進法等に関する説明会追加開催のご案内
- 3 女性活躍推進法が成立しました！

女性活躍推進法等に関する説明会ご案内

【日時、会場、定員】

第1回 平成27年12月2日(水) 13:30~15:30

＜千葉会場＞ 千葉県教育会館 501 会議室 (定員 200 名)
(千葉市中央区中央 4-13-10 TEL:043-227-6141)

第2回 平成27年12月4日(金) 13:30~15:30

＜柏会場＞ さわやかちば県民プラザ 中研修室 (定員 96 名)
(柏市柏の葉 4-3-1 TEL:04-7140-8600)

第3回 平成27年12月9日(水) 13:30~15:30

＜成田会場＞ 成田国際文化会館 第1・2会議室 (定員 48 名)
(成田市土屋 303 TEL:0476-23-1331)

- 【内容】 ○女性活躍推進法、マタハラ、女性活躍加速化助成金の説明
○改正派遣法、働き方改革の説明
◎個別相談

★ 各会場とも 13:00から受付開始します(各会場案内裏面)

＜お申込み＞ 下記の「参加申込書」により、FAXでお申込みください。
各会場とも定員に達し次第、締め切ります
説明会当日は受付に「参加申込書」をご提示ください

＜お問合せ先＞ 千葉労働局雇用均等室 TEL 043-221-2307

あて先：千葉労働局雇用均等室 あて

FAX：043-221-2308

女性活躍推進法等に関する説明会 参加申込書

会社名等				
所在地・連絡先	〒 TEL ()			
出席者役職・氏名				
参加希望会場	希望する回に○をつけてください		企業規模(該当規模に○をつけてください)	個別相談の希望の有無
	第1回 12月2日(千葉)			
	第2回 12月4日(柏)		301人以上	有・無
第3回 12月9日(成田)		300人以下		

※ FAX番号はお間違えのないように確認の上、送信してください

※ ご記入いただいた個人情報、雇用均等室で安全に管理し、本説明会の管理運営以外には使用いたしません。

各会場案内

千葉県教育会館(12月2日)

<電車をご利用の場合>

JR「千葉駅」より徒歩20分、JR本千葉駅より12分、京成千葉線「千葉中央駅」より徒歩10分
千葉都市モノレール「葭川公園駅」下車 徒歩3分

<バスをご利用の場合>

JR千葉駅東口バスターミナル2番又は3番乗り場より「中央4丁目」バス停下車 徒歩3分

<自動車をご利用の場合>

駐車場(約100台) 1時間につき300円

★ 詳細は、千葉県教育会館ホームページをご覧ください <http://www.chibaken-kaikan.or.jp>

さわやかちば県民プラザ(12月4日)

<電車・バスをご利用の場合>

柏駅 西口バスターミナル2番乗り場(東武バス)
「柏の葉公園」ゆき又は「柏の葉公園経由国立がんセンター」ゆき(乗車時間約20分)
柏の葉公園バス停下車 徒歩1分
その他江戸川台駅、柏の葉キャンパス駅、流山おおたかの森駅からもアクセス可能です。

<自動車をご利用の場合> 駐車場283台 1時間まで無料。以降1時間ごとに100円

国道16号「十余二工業団地入口」交差点から約5分(約2.5km)

国道16号「呼塚」交差点から約20分(約7km)

★ 詳細は、さわやかちば県民プラザホームページをご覧ください <http://www.kplaza.pref.chiba.lg.jp/plaza/koutu.html>

成田国際文化会館(12月9日)

<自動車をご利用の場合>

東関東自動車道 成田インターより5分

<電車・バスをご利用の場合>

JR成田線「成田駅」又は京成電鉄「京成成田駅」下車
京成成田駅6番乗り場(千葉交通)「イオンモール成田」ゆき(乗車時間約10分)
終点「イオン成田店」バス停下車 徒歩10分

★ 詳細は、成田国際文化会館ホームページをご覧ください <http://www.narita-bunka.jp/access/>

女性活躍推進法等に関する説明会 追加開催のご案内

平成27年12月2日(水) 10:00~11:30

(9:40受付開始)

<千葉会場> 千葉県教育会館 501 会議室 (定員 200 名)
(千葉市中央区中央 4-13-10 TEL:043-227-6141)

【内容】 ○女性活躍推進法、マタハラ、女性活躍加速化助成金の説明

◎個別相談

※本追加分の説明会では、改正派遣法、働き方改革についての説明
はございません。

★注意 同日同会場にて13:30から開催の説明会は、定員に達しましたので、
締め切りました。

<お申込み> 下記の「参加申込書」により、FAXでお申込みください。
定員に達し次第、締め切ります
説明会当日は受付に「参加申込書」をご提示ください

<お問合せ先> 千葉労働局雇用均等室 TEL 043-221-2307

あて先：千葉労働局雇用均等室 あて

FAX：043-221-2308

女性活躍推進法等に関する説明会（12月2日AM）参加申込書

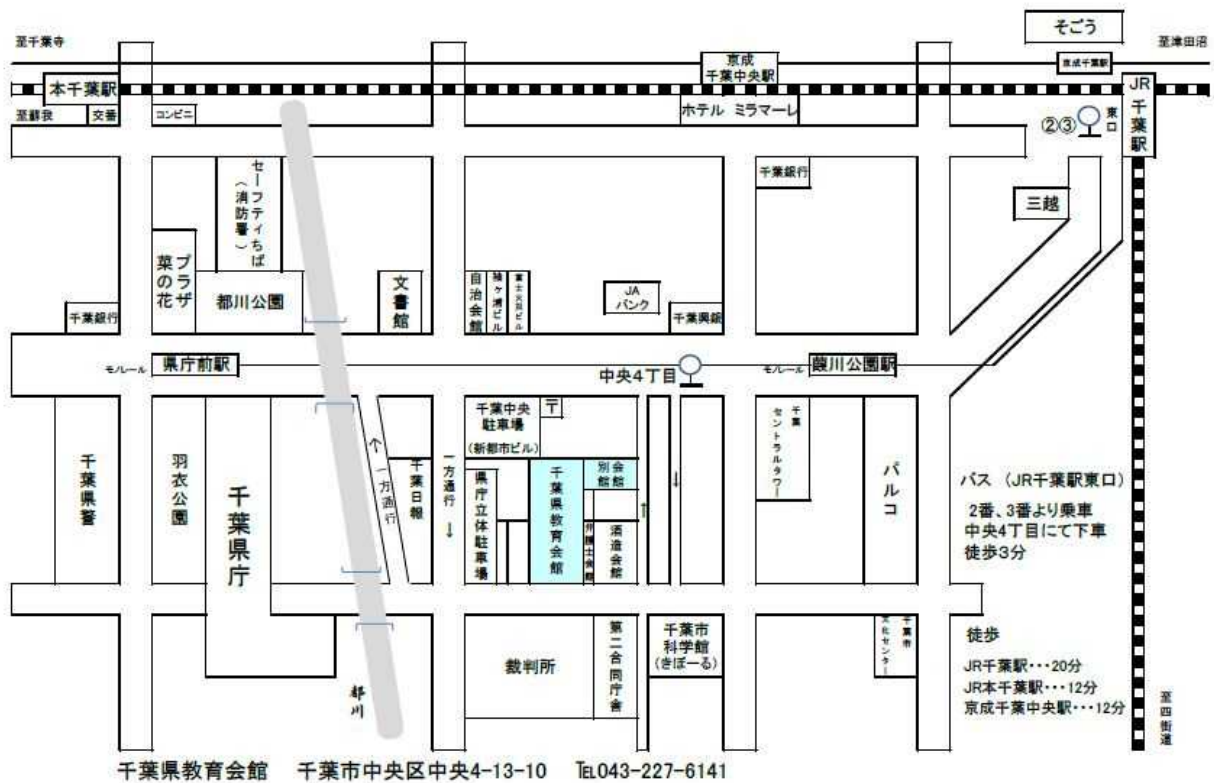
会社名等				
所在地・連絡先	〒 TEL ()			
出席者役職・氏名				
企業規模 (該当規模に○を つけてください)	301人以上		個別相談の 希望の有無	有 ・ 無
	300人以下			

※ FAX番号はお間違えのないように確認の上、送信してください

※ ご記入いただいた個人情報は、雇用均等室で安全に管理し、本説明会の管理運営以外には使用いたしません。

会場案内

千葉県教育会館 [501会議室]



<電車をご利用の場合>

JR「千葉駅」より徒歩20分、JR本千葉駅より12分、京成千葉線「千葉中央駅」より徒歩10分
千葉都市モノレール「葭川公園駅」下車 徒歩3分

<バスをご利用の場合>

JR千葉駅東口バスターミナル2番又は3番乗り場より「中央4丁目」バス停下車 徒歩3分

<自動車をご利用の場合>

駐車場(約100台) 1時間につき300円

★ 詳細は、千葉県教育会館ホームページをご覧ください

<http://www.chibaken-kaikan.or.jp>

女性の職場における活躍を推進する

女性活躍推進法が成立しました！

※ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

【企業全体で301人以上の労働者を雇用する事業主の皆様へ】

平成28年4月1日までに、**①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要**があります。

301人以上の労働者（※）を雇用する事業主の皆様は、以下のご準備をお願いします。

（※）労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。また、**300人以下の事業主の皆様は努力義務**となっています。

<ステップ1>

自社の女性の活躍状況を把握し（※1）、課題分析を行ってください（※2）

次の女性の活躍状況（①～④）については必ず**把握し、課題分析**を行ってください。

①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性比率

★ 女性の活躍状況の把握や課題分析のための支援ツールについては、**年内**に厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、ぜひご活用ください！

（※1）そのほか任意で把握することとする項目については、厚生労働省令で定められています。

（※2）望ましい課題分析の手法については、行動計画策定指針で定められています。

<ステップ2>

行動計画の策定、届出、社内周知、公表を行ってください

ステップ1の結果を踏まえて、女性の活躍推進に向けた**①行動計画の策定、②都道府県労働局への届出、③労働者への周知、④外部への公表**を行ってください。

①行動計画には、**(a)計画期間 (b)数値目標 (c)取組内容 (d)取組の実施時期**を盛り込んでください。

★ 女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、**来年2月頃**厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、**行動計画の公表先**として、ぜひご活用ください！

（※）行動計画を策定した旨の届出については、来年1月頃から受付を開始します。

（※）労働者への周知方法、外部への公表方法については、厚生労働省令で定められています。

（※）効果的な取組内容については、行動計画策定指針で定められています。

<ステップ3>

自社の女性の活躍に関する情報を公表してください

優秀な人材の確保と企業の競争力向上につながるため、**自社の女性の活躍に関する情報を公表**してください。

★ 女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、**来年2月頃**厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、**情報公表先**として、ぜひご活用ください！

（※）①採用者に占める女性比率、②勤続年数の男女差、③労働時間の状況、④管理職に占める女性比率のほかの公表項目、公表方法については、厚生労働省令で定められています。

（※）公表項目はその中から、適切であると考える項目を一つ以上選んで公表してください。

さらに!

女性活躍推進に関する認定取得を目指しましょう!

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、**厚生労働大臣の認定**を受けることができます。

(※) 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。

(※) 認定基準は、厚生労働省令で定められています。認定マークは、今後、お示しする予定です。

行動計画策定指針において、右に掲げる項目を中心とする女性の活躍推進のための**効果的な取組**をお示ししていますので、女性の活躍推進に向けた取組の実施に当たり、ぜひご活用ください!

女性活躍推進法特集ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

検索!

女性活躍推進法特集ページ



行動計画策定指針で示している取組分野

- ◆ 女性の積極採用に関する取組
- ◆ 配置・育成・教育訓練に関する取組
- ◆ 継続就業に関する取組
- ◆ 長時間労働是正など働き方の改革に向けた取組
- ◆ 女性の積極登用・評価に関する取組
- ◆ 雇用形態や職種の転換に関する取組
- ◆ 女性の再雇用や中途採用に関する取組
- ◆ 性別役割分担意識の見直しなど職場風土改革に関する取組

☆ 女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）**をご覧ください。

<お問合せ先>

千葉労働局雇用均等室

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1
千葉第2地方合同庁舎

TEL 043-221-2307

FAX 043-221-2308

【受付時間 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)】

★ 来年1月～3月に行動計画策定等に関する個別相談会を開催いたします。
詳細が決まり次第、ご案内は千葉労働局ホームページに掲載いたします。